

小牧市審議会等の会議の公開に関する指針

平成15年2月18日  
15小総第84号

(趣旨)

第1条 この指針は、審議会等の会議を公開し、その審議の状況を市民に明らかにすることにより、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された審議会、委員会、協議会等をいう。

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

- (1) 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開（一部非公開を含む。以下同じ。）の決定は、前条の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の周知)

第5条 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を会議の開催予定日の2週間前までに公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、会議の開催決定後速やかに公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時

- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴定員
- (6) 会議の傍聴に必要な手続等
- (7) 問合せ先
- (8) その他必要な事項

2 審議会等の会議の開催の公表は、インターネットホームページへの掲載の方法により行うものとする。また、報道機関への情報提供、市広報への掲載等により、公表の効果を高めるよう努めるものとする。

(公開の方法等)

第6条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席及び必要に応じ記者席を設け、前条第1項第6号に規定する手続をとった者（以下「傍聴者」という。）に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴手続、遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、会議資料を傍聴者に配布し、又は閲覧に供するものとする。ただし、不開示情報が記録されているものを除く。

(会議録等の作成)

第7条 審議会等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後速やかに次に掲げる事項を記載した会議録又は会議要旨（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別
- (6) 出席者（委員及び事務局）
- (7) 会議の結果
- (8) 会議の経過

2 会議録等は、当該会議における発言内容及び審議経過を市民が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

(会議録等の閲覧等)

第8条 審議会等は、公開した会議録等を市民の閲覧に供しなければならない。ただし、不開示情報が記録されているものを除く。

2 審議会等は、非公開とした会議の会議録等の不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分の会議録等の公開について、次に掲げる場合に限り、これを市民の閲覧に供することができるものとする。

(1) 当該審議会等の会議で、公開の決定をしたとき。

(2) 市長その他の執行機関が特に必要と認めるとき。

3 前2項の会議録等は、所管課窓口における閲覧及びインターネットホームページへの掲載の方法により広く市民に公表するものとする。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、この指針に基づく審議会等の会議の公開の実施状況を、毎年1回公表しなければならない。

(雑則)

第10条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に開催される審議会等の会議から適用する。

附 則

この指針の改正は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に開催される審議会等の会議から適用する。

附 則

この指針は、令和6年1月29日から施行し、同日以後に開催される審議会等の会議から適用する。